

北区の後期高齢者医療制度

平成30年度版（平成29年度実績）

東京都北区区民部国保年金課

このページは白紙です

目 次

I	後期高齢者医療制度の運営	1
II	東京都後期高齢者医療広域連合と北区の事務分担	1
III	被保険者	2
IV	給付状況	3
V	保険料	5
VI	財政状況	9
VII	後期高齢者健康診査	9
VIII	趣旨普及	10

I 後期高齢者医療制度の運営

東京都内すべての区市町村で構成する『東京都後期高齢者医療広域連合』が運営主体となる（高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）第48条）。

II 東京都後期高齢者医療広域連合と北区の事務分担

広域連合が行うこと

被保険者の認定や保険料率の決定、医療の給付など制度の運営を行う。

- 被保険者の認定
- 保険給付
- 保険料率の決定
- 保険料の賦課
- 健診事業の実施（区市町村へ委託）

北区が行うこと

住所変更や給付申請などの届出窓口となる。また、保険証の引渡しや保険料の徴収なども行う。

- 保険料の徴収・納付相談
- 保険証の引渡し
- 各種申請の受付
- 転入などの加入や資格喪失の届出の受付

Ⅲ 被保険者

1 被保険者

東京都内に住所を有する者は、75歳到達日より、東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者となる。ただし、生活保護受給者等は除く（高確法第50、51、52条）。

また、65歳以上74歳以下で一定の障害があると広域連合が認定した者も、後期高齢者医療制度の被保険者となる（高確法第50、52条）。

ただし、外国人は、住民登録をしており、3月を超える在留資格があること等の加入要件がある。

2 被保険者数

（3月31日現在）

年度	被保険者数		障害認定者 （再掲）	住所地特例者 ※（再掲）
	3割負担	1割負担		
25年度	39,877	4,010	403	235
26年度	40,447	4,083	321	257
27年度	41,497	4,023	259	303
28年度	42,531	4,285	215	355
29年度	43,359	4,326	173	395

※被保険者が他の都道府県に転出しても、転出先が病院や特別養護老人ホーム等の介護保険施設の場合、引き続き転出前の都道府県の広域連合の被保険者となる。病院や施設の多い広域連合に財政負担が偏らないように設けられた制度。

平成30年4月1日～

国民健康保険で住所地特例の適用を受けて従前の住所地の国民健康保険の被保険者となっている者が、新たに後期高齢者医療制度に加入する場合、現行では住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者になる。しかし、平成30年4月1日からは、引き続き国民健康保険での住所地特例を引き継ぐ（高確法第55条の2）。

IV 給付状況

1 療養諸費

単位（円）

		一般 (1割)	現役並み所得者 (3割)	合計金額
25年度	現物給付	31,117,029,137	2,694,345,247	33,811,374,384
	現金支給	1,083,768,254	117,175,588	1,200,943,842
	医療給付費	32,200,797,391	2,811,520,835	35,012,318,226
26年度	現物給付	32,179,337,893	2,944,702,461	35,124,040,354
	現金支給	1,047,862,317	161,230,808	1,209,093,125
	医療給付費	33,227,200,210	3,105,933,269	36,333,133,479
27年度	現物給付	33,421,557,971	2,956,372,415	36,377,930,386
	現金支給	1,007,451,452	174,730,795	1,182,182,247
	医療給付費	34,429,009,423	3,131,103,210	37,560,112,633
28年度	現物給付	33,938,666,778	2,929,313,951	36,867,980,729
	現金支給	982,906,412	169,907,786	1,152,814,198
	医療給付費	34,921,573,190	3,099,221,737	38,020,794,927
29年度	現物給付	35,665,246,921	3,027,294,830	38,692,541,751
	現金支給	983,401,049	186,598,551	1,169,999,600
	医療給付費	36,648,647,970	3,213,893,381	39,862,541,351

参考 医療費の自己負担の割合「1割」の判定基準

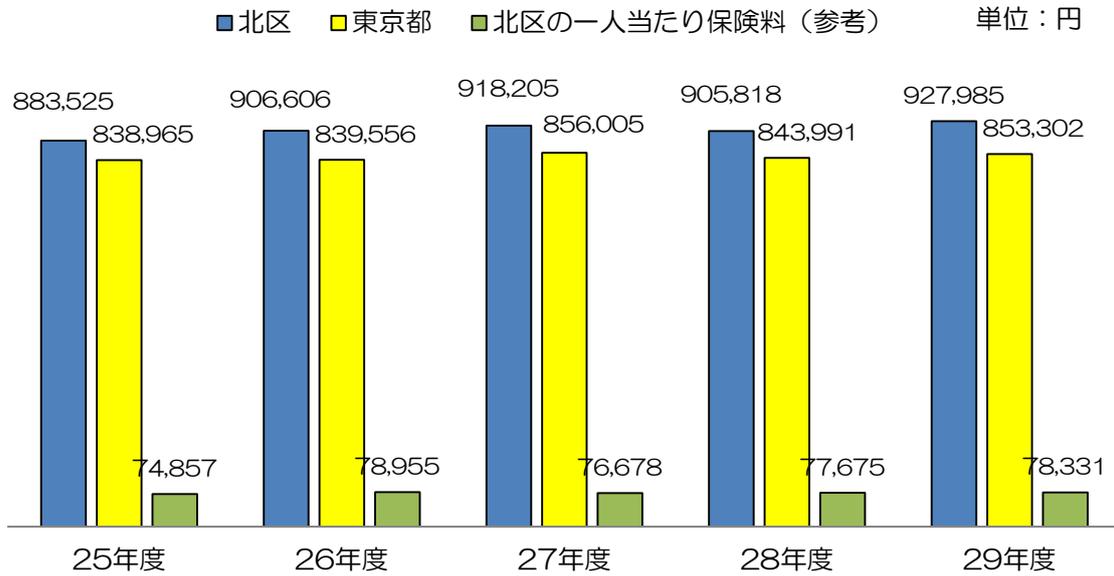
被保険者及び同一世帯に属する被保険者の住民税課税所得がいずれも145万円未満であれば1割となる。

住民税課税所得が145万円以上でも、以下の条件を満たす場合は、申請により1割となる。

- ・被保険者1人世帯の場合：前年の収入額が383万円未満
- ・被保険者1人世帯で、同じ世帯に70歳以上74歳の国保または健康保険などの加入者がいる場合：その方と被保険者の前年の収入合計額が520万円未満
- ・被保険者複数世帯の場合：前年の収入合計額が520万円未満

*障害認定を受けた昭和20年1月2日以降生まれの後期高齢者医療制度の被保険者の場合、本人と同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者との賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下であれば1割となる。

一人当たり給付費（年間）



※ 24、26、28年度に保険料改定

2 葬祭費

葬祭費は、死亡した被保険者の葬儀を執行した者に対して支給する。

（東京都北区後期高齢者医療葬祭費支給事務要綱）

（東京都北区後期高齢者医療被保険者葬祭給付金支給要綱）

○ 葬祭費支給状況

単価 70,000円

年度	支給件数	支給金額（千円）
25年度	2,104	147,280
26年度	2,190	153,300
27年度	2,120	148,400
28年度	2,253	157,710
29年度	2,287	160,090

V 保険料

1 保険料の決め方

東京都における均一保険料（年額）

東京都の保険料（限度額62万円）＝ 均等割額 ＋ 所得割額

- 均等割額は43, 300円（平成30年度及び31年度）
42, 400円（平成28年度及び29年度）
42, 200円（平成26年度及び27年度）
40, 100円（平成24年度及び25年度）
37, 800円（平成20年度～23年度）
- 所得割額は、「賦課のもととなる所得金額」×所得割率で算出する。
所得割率は8. 80%（平成30年度及び31年度）
9. 07%（平成28年度及び29年度）
8. 98%（平成26年度及び27年度）
8. 19%（平成24年度及び25年度）
7. 18%（平成22年度及び23年度）
6. 56%（平成20年度及び21年度）

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額をいう（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）。

2 保険料軽減措置

① 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減している。（平成30年度）

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下 （その他の所得がない）	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8. 5割
33万円＋（27.5万円×被保険者の数）以下 ★	5割
33万円＋（50万円×被保険者の数）以下 ★★	2割

※65歳以上（1月1日時点）の方の公的年金等については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定する。

★ 平成29年度は「33万円＋（27万円×被保険者の数）以下」

★★ 平成29年度は「33万円＋（49万円×被保険者の数）以下」

② 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減する。
(平成30年度)

	賦課のもととなる所得金額	軽減割合	
①	15万円以下	50%	(29年度は70%)
②	20万円以下	25%	(29年度は45%)
③	58万円以下	なし	(29年度は20%)

①②は都広域連合の独自の軽減措置を上乗せした軽減割合

※所得割額の軽減特例については、平成30年度以降、廃止。

③ 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は5割軽減し、所得割額は賦課しない。

(平成29年度は均等割額7割軽減、所得割額は賦課せず。)

3 保険料の納付方法

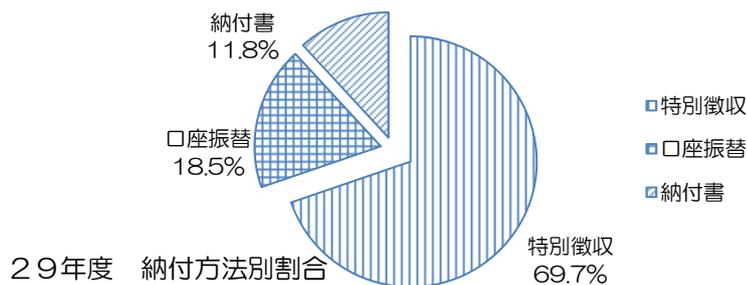
保険料は、原則として介護保険料と同じ年金からの引き落としとなる（特別徴収）。その年金額が年額18万円未満の者や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える者などは、納付書や口座振替により納付する（普通徴収）。

年金からの差し引き（特別徴収）は、被保険者からの申出により口座振替（普通徴収）に変更できる。

納付方法別人数

(最終納期時点)

年度	特別徴収	普通徴収	普通徴収		合計
			口座振替	納付書	
25年度	31,294	10,537	5,534	5,003	41,831
26年度	28,713	11,184	6,490	4,694	39,897
27年度	29,042	12,346	7,324	5,022	41,388
28年度	29,891	12,416	7,443	4,973	42,307
29年度	32,093	13,948	8,504	5,444	46,041



4 保険料収納状況

後期高齢者医療保険料調定額及び収納額の状況

25年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
現 年	3,006,685,200	2,980,873,800	—	8,525,400	34,336,800	98.86
滞納繰越	51,060,250	25,124,300	8,694,500	112,300	17,353,750	48.99
合 計	3,057,745,450	3,005,998,100	8,694,500	8,637,700	51,690,550	98.03

26年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
現 年	3,211,539,300	3,185,716,100	—	9,059,000	34,882,200	98.91
滞納繰越	51,399,550	27,184,500	9,763,150	141,200	14,593,100	52.61
合 計	3,262,938,850	3,212,900,600	9,763,150	9,200,200	49,475,300	98.18

27年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
現 年	3,179,682,400	3,151,950,400	—	8,372,700	36,104,700	98.86
滞納繰越	49,475,300	22,333,200	9,387,000	213,900	17,969,000	44.71
合 計	3,229,157,700	3,174,283,600	9,387,000	8,586,600	54,073,700	98.03

28年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
現 年	3,316,950,200	3,283,736,500	371,100	9,947,100	42,789,700	98.70
滞納繰越	53,839,200	22,338,000	12,958,600	47,300	18,589,900	41.40
合 計	3,370,789,400	3,306,074,500	13,329,700	9,994,400	61,379,600	97.78

29年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
現 年	3,425,969,200	3,395,088,000	368,300	12,077,700	42,590,600	98.75
滞納繰越	61,215,300	27,637,000	12,127,900	82,600	21,533,000	45.01
合 計	3,487,184,500	3,422,725,000	12,496,200	12,160,300	64,123,600	97.80

※ 収納率＝（収入済額－還付未済額）／調定額

5 保険料の減免

年 度	減額 (円)	免除 (円)	合計 (円)	人数
25年度	0	597,000	597,000	8
26年度	0	615,800	615,800	5
27年度	0	533,000	533,000	9
28年度	0	740,600	740,600	11
29年度	0	501,300	501,300	6

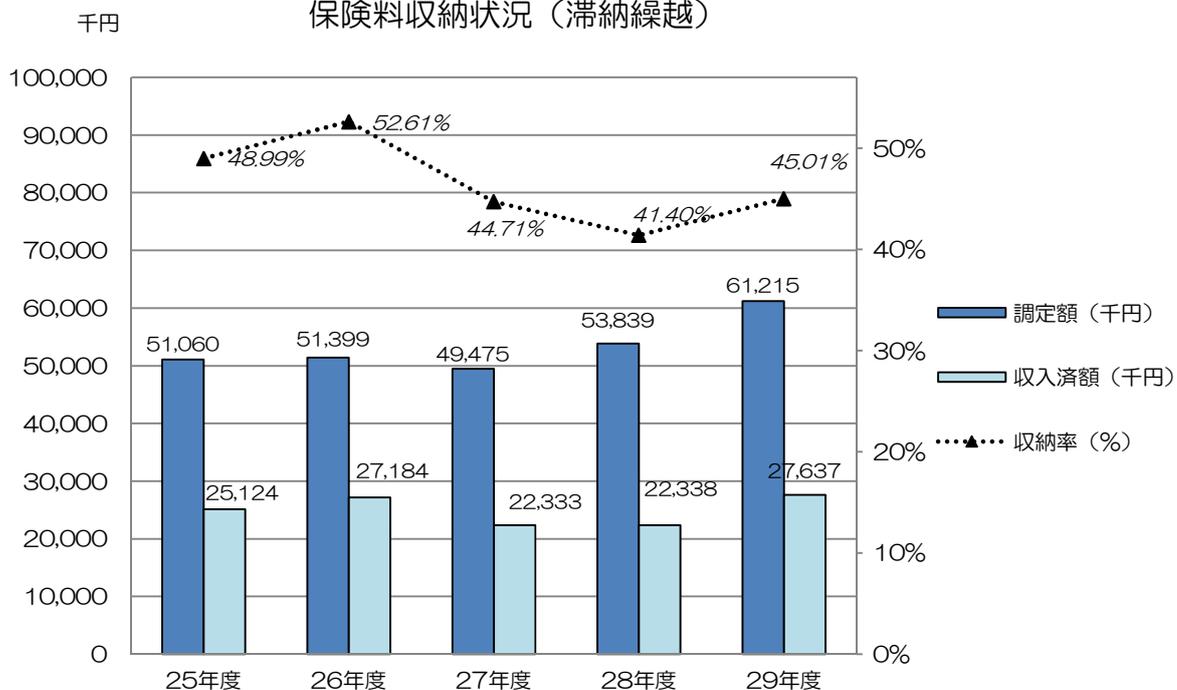
※平成30年10月1日現在

保険料収納状況（現年）



*平成 26、28 年度に保険料改定

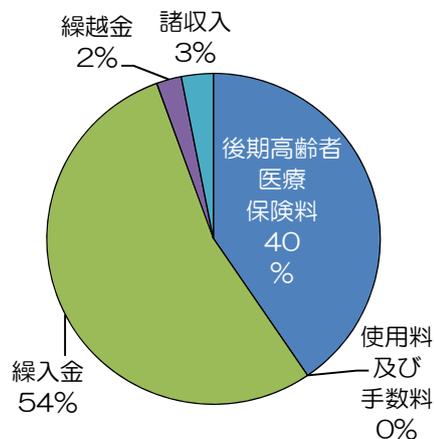
保険料収納状況（滞納繰越）



VI 財政状況（平成29年度）

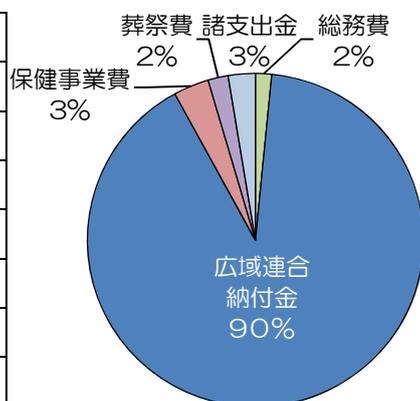
<歳入>

科 目	(円)
後期高齢者医療保険料	3,422,725,000
使用料及び手数料	7,800
繰入金	4,569,668,008
繰越金	205,622,064
諸収入	262,139,924
合 計	8,460,162,796



<歳出>

科 目	(円)
総務費	127,951,325
広域連合納付金	7,460,000,004
保健事業費	281,712,508
葬祭費	160,305,870
諸支出金	214,380,481
予備費	0
合 計	8,244,350,188



歳入と歳出の差額、215,812,608円は翌年度繰越額となる。

VII 後期高齢者健康診査

保険者である東京都後期高齢者医療広域連合から委託を受け事業を行っている。

- ・長期入院者、施設入所者は施設の健診等で健康状態を把握できるため対象から除外される。
- ・特定健診に準じた検査項目の健診を実施した（腹囲測定、眼底検査を除く）。

年度	対象者数	受診者数	受診率
25年度	38,403人	21,406人	55.7%
26年度	38,696人	21,827人	56.4%
27年度	39,437人	22,233人	56.4%
28年度	40,539人	22,476人	55.4%
29年度	41,510人	23,210人	55.9%

Ⅷ 趣旨普及

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、広域連合と連携し制度の趣旨普及に努めた。

1 区報（北区ニュース）掲載

掲載号	掲 載 内 容
4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度の保険料率 ・平成 29 年度の保険料の軽減措置
4月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度後期高齢者医療保険料の完納のお願い
6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替のすすめ ・ペイジー口座振替受付サービス
7月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療者制度の平成 29 年度の保険料が7月に決定します
7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証の更新 ・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付（後期高齢者医療制度の被保険者の方）
8月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・国保と交通事故～国保（後期高齢者制度）で治療を受けるとき～
9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ納付相談 ・療養病床入院時の光熱水費の負担が 10 月から変わります
10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替のすすめ ・ペイジー口座振替受付サービス
11月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニでも納付ができます ・後期高齢者医療制度の被保険者へ医療費等通知書をお送りします
11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・年末ワンストップ納付相談
12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年中にお支払いになった保険料額のお知らせ 「保険料（口座振替済）のお知らせ」を 12 月下旬に発送します 「保険料（特別徴収済）のお知らせ」を 1 月下旬に発送します
1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象になります ・高額介護合算制度
3月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか ・ワンストップ納付相談
3月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時の食事代と居住費が4月から変わります

北区の後期高齢者医療制度

刊行物登録番号

平成30年度（平成29年度実績）

30-1-056

平成30年10月発行

<発行>

東京都北区区民部国保年金課

東京都北区王子本町一丁目15番22号

電話 3908-9069（ダイヤルイン）